

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2024年1月17日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒060-0005

住所 札幌市中央区北5条西23丁目
1-10-501

電話番号 011-641-9010

評価機関名 合同会社 moca l

認証番号 北海道 第23-004号

代表者氏名 代表社員 宇津野 朗子



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	高橋 春美	総合	第0018号
	(2)	神内 秀之介	総合	第0068号
	(3)	井上 秀美	福祉医療保健	第0173号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	認定こども園			
事業所名称	幼保連携型認定こども園 東鷹栖森のこども園			
設置者名称	社会福祉法人 のぞみ会			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2023年4月11日	～	2023年12月5日	
利用者調査実施時期	2023年7月3日	～	2023年8月15日	
訪問調査日	2023年9月11日			
評価合議日	2023年10月3日			
評価結果報告日	2024年1月17日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

合同会社 moca l

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称：社会福祉法人 のぞみ会

代表者氏名：東峰 雅博

所在地：〒071-8136 北海道旭川市末広6条2丁目3-20

TEL 0166-51-6545

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

◎ 積極的な屋外活動と自由な遊びから育まれる豊かな感性や創造力

戸外活動では、園の横の雑木林を観ながら四季折々の風景や季節の移り変わり感じたり、園庭で栽培した野菜や花を観察したり、水やりなどの世話をしながら成長を楽しんでいる。さらに、異年齢交流をしながら、伸び伸びと自由な遊びをしている。また、園庭や近所の神社などでカエルやバッタを採取したり、花を摘んだり動植物との触れ合いを楽しんでいる。表現活動の場として、動物園が主催する絵画コンクールには子どもが自主的に応募し毎年入選者が多数出ている。また、製作活動では廃材を利用し子どもが自由に使えるよう材料や道具を用意している。このような共同創作活動・創造的な遊びを通し自己表現力・他者理解を深める力・物事をやり遂げる力・譲り合い他者を尊重する力などを育てている。

屋内活動では、保育室に置かれたタンバリンを自由に叩いたり、CDの音楽に合わせて踊るなど自由な遊びを通して、表現力や感性を豊かに育てている。遊びや製作活動を通して子ども同士で協力できる場所を手伝ったり、友達と一緒に遊ぶルールを知ったり、ルールを守りながら友達という居心地の良さを感じたり、個別・集団活動を通し自分を表現しながら、子ども同士が学び、子どもが主体的に生活と遊びができるよう関わっている。

◇改善を求められる点

◎ 中長期計画の策定

中・長期の事業計画を策定し、理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すことが求められる。保育の充実や課題の解決だけでなく、地域ニーズに基づいた新たな福祉サービスの実施なども含めた明確な目標(ビジョン)を設定し、その実現のための計画の策定が必要であり、具体的な計画には組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成なども含めることが重要である。また、中・長期の事業計画を実現するためには財務面の裏付けも必要となるため、収支計画を策定し、子どもの増減や人件費の増減などの要素を把握し、園の増改築や建替えなどに伴う支出の明確化が望まれ、そのためには適切な財務分析と資金使途の明確化も重要である。さらに、策定への職員参画や保護者などからの意見聴取、策定後の職員・保護者などへの周知がなされることが期待される。

◎ 標準的な実施方法の統合した文書化と見直しの仕組み

法人の理念に明示する「子どもの最善の利益」を考慮した「心得」を定めて、個々の職員が専門的技量を生かして教育・保育の実施に努め、食育、健康管理分野についての配慮等の文書化に取り組んでいる。それらの文書を生かし、各種規定やマニュアル等の活用も含め、園として職員誰もが必ず行わなければならない教育・保育の基本となる部分の各内容をつなぐ統合的な手引き書や手順書とする文書化への取組が期待される。園の標準的な実施方法として統合された手順書等は、日常的に職員がいつでも閲覧でき、先輩職員によるOJT指導にも活用され、個々の職員の教育・保育観を大切にしつつ相補的に対応できる標準化の取組として期待される。また、園として提供する教育・保育の内容の変化や新しい知識・技術等の導入も踏まえながら、子どもや保護者への支援・配慮等の充実に向けた定期的な検証・見直しに取り組み、次年度の標準的な実施方法の熟成を図るPDCAサイクル的な仕組みの構築も期待される。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

自然の中でのびのびと活動していること、異年齢での関わりが多いことを評価していただき、嬉しいです。課題として挙げられた中長期計画の策定について、口頭で評価を伝えに来てくださった際に具体的にアドバイスいただけたので、どのように進めてゆけば良いかわかりやすく安心しました。これから、職員と共に作り上げてゆきます。地域との交流活動を積極的に行い、在園児の保護者だけでなく地域の子育て支援の拠点となるよう進めます。自園の保育を振り返る機会となりました。ありがとうございました。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 令和 5 年 8 月 1 日

経営主体 (法人名)	しゃかいふくしほうじんのぞみかい 社会福祉法人のぞみ会		
事業所名 (施設名)	幼保連携型認定こども園東鷹栖森 のこども園	事業 種別	認定こども園
所在地	〒 071-8104 旭川市東鷹栖 4 条 5 丁目 6 3 9 番 1 6 2		
電 話	0166-73-6911		
F A X	0166-73-6917		
E-mail	higasitakasu@gmail.com		
U R L	http:higasitakasumori.sakura.ne.jp		
施設長氏名	東峰 隆		
調査対応ご担当者	東峰 隆 (所属、職名：園長)		
利用定員	37 名	開設年	平成 29 年 4 月 1 日
理念・保育方針： 【法人理念】 子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する場となるよう努める。 【保育方針】 1 円満で健康かつ心情豊かな人格を形成し、社会に適應できるよう育む。 2 家庭生活と遊離しないように機会をとらえて養育し、保育の効果をあげるようにつとめる。 3 保護者及び関係者の協力を得て個性を尊重し、保育方針達成につとめる。			
施設・事業所の特徴的な取組：本園は、旭川市通年制保育園東鷹栖中央保育園の廃止に伴い市の公募によって中央保育園を引継いで運営しています。中央保育園で行っていた和太鼓演奏を引継ぎ5歳児（年長児）が毎年担当しております。外遊びと裸足保育を行っており自然豊かな場所に立地しているため自然の中で伸び伸びと身体を動かして遊んでいます。			
第三者評価の受審回数（前回の受審時期）		0 回	（平成 年度）
開所時間 (通所施設のみ)	7 時 3 0 分～1 8 時 3 0 分		

【当該事業に併設して行っている事業】

(例) ○○事業（定員○名）

- ・ 特別支援保育事業（定員 3 名）
- ・ 幼稚園型一時預かり事業（定員 7 名）
- ・ (短時間) 延長保育事業

【利用者の状況に関する事項】（令和5年8月1日現在）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
1名	1名	3名	7名	9名	9名
5歳児	6歳児	合 計			
4名	4名	38名			

※ 幼保連携型認定こども園は、児童福祉施設に該当しますが、年齢構成の表を鑑みて保育所の欄に記入しました。

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間: _____)

【職員の状況に関する事項】(令和5年8月1日現在)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	9名	1名	0名	名	名
非常勤	8名	0名	0名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤		名	8名	名	名
非常勤		名	3名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	名	名	名	名	名
非常勤	1名	名	1名	名	3名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	11名 (3名)
	名 (名)
	名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は()に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積			m ²
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和	年	
(4) 改築年	平成	年	

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)			348.44 m ²
(2) 園庭面積			5,401.59 m ²
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園(300平米ぐらい)に行つて外遊びを行っている。		
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	平成	28年	
(5) 改築年	平成	年	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制		
(2) 建物面積			m ²
(3) 敷地面積			m ²
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和	年	
(6) 改築年	平成	年	

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・令和 4 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

0 人

・ボランティアの業務

【実習生の受け入れ】

・令和 4 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 0 人

介護福祉士 0 人

その他 0 人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

- ・毎日の園児の送迎時、保護者は保育室まで入室するので、この時間帯にサービス利用者（保護者）から保育者に意見を述べる時間がある。
- ・毎日の連絡帳によりサービス利用者（保護者）からの意見等を聴取する機会がある。
- ・個人懇談やクラス懇談の場においてサービス利用者（保護者）からの意見等の聴取の機会がある。
- ・無記名による保護者アンケート実施により、サービス利用者（保護者）から様々な意見等が記載されている。

【その他特記事項】

評価細目の第三者評価結果（保育所）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	「理念」「保育方針」は、玄関に掲示やホームページに公表し、毎年度当初に職員心得と一緒に職員に手渡し周知を図っている。今後は理解度や浸透度の確認や、現在取り組んでいない保護者などへの周知についても取り組むことが期待される。

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	予算策定や園運営のため、園長が主体的に、WEBや業界の通知等で情報や地域のニュースなどを集約し、現状把握や分析を行っている。今後は、法人や職員なども巻き込んでPDCAサイクルが実施できる体制の構築が期待される。
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b	内部環境の経営課題について、都度確認し対応している。外部環境も含めた園全体の経営上の課題については、組織的な課題解決の体制が構築されていない。今後は、法人や職員と役割などの分掌を整え、組織的にPDCAサイクルを実施できる体制の構築が期待される。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c	現在、法人や園の公的な中長期計画は策定されていない。今後は、今年の4月に園長が旭川市の計画をベースに策定した中長期計画を叩き台として、職員参画の上、法人の承認のもと中長期計画が策定されることが望まれる。
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	毎年、年度末の法人理事会に向けて、現場での取り組み等の振り返りや新年度の入園児数や行事といった課題などを基に、園長が単年度の事業計画を策定している。今後は、中長期計画を策定し、その計画を基に単年度計画を策定されることが期待される。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	事業計画が、入園児数や行事計画、前年度踏襲の計画となっており、園児の数や行事の実施などについては都度確認できているが、評価や分析までには至っていない。今後は、職員がより良く事業計画が理解できるよう、計画策定当初から参画し、評価分析についても自分ごととして取り組める体制やプロセスが構築されることが期待される。
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c	行事予定については、園便りなどでお知らせしているが、事業計画については現在周知は行えていない。今後、お伝えする内容や方法を検討の上、保護者等へ周知することが望まれる。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	年に一度規定のフォーマットで園評価を全職員で実施し、ホームページにも公開している。しかし、事業計画が入園児数や行事計画、前年度踏襲の計画となっており、人材の育成やサービスの向上、業務効率などの保育の質に関わる内容までの課題や目標設定までには至っていない。今後は、園評価の結果なども含め、保育の質に関する課題の抽出、計画の策定、実施、評価などといったPDCAサイクルで組織的に質向上に取り組む体制が構築されることが期待される。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	園評価や会議などで問題として認識された事柄に対し、都度対応できる事柄については、その時々で対応している。今後は、評価結果について課題を焦点化し、中長期的に取り組む課題なども含め、PDCAサイクルで解決する体制構築が期待される。

評価対象II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	職員に対し入職時や会議などの機会に、口頭で自身の信条や役割について説明している。今後は、現場での実践に基づいた業務分掌の明文化や文書による伝達など、わかりやすく役割と責任が職員へ周知されることが期待される。
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	遵守すべき法令などの情報については、さまざまな媒体や手段から園長自ら情報を把握している。今後は把握した情報を職員へわかりやすくタイムリーに理解してもらえる取組が検討工夫されることが期待される。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	園長はトップマネジャーとして、主幹保育教諭と連携協力し、職員それぞれの育成について研修参加の企画調整などを行い取り組んでいる。今後は、組織全体の課題と職員一人ひとりの課題を紐付けするなどして、中長期視点でのキャリアパスを計画的に実践されることが期待される。
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	ヒヤリハット事例の記録類の削減や職場で業務を完結し持ち帰り仕事の削減、ICT機器による入退園管理システムの活用など、無駄を削減し業務効率など、全体のオペレーションに関わる業務改善の工夫をしている。現場ではなかなか推進できない事例に対して、主幹保育教諭と連携協力しトップ判断で実践できていることが評価できる。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	人材採用・定着が経年の課題となっているが、要因採用の計画にとどまっている。今後は法人などと連携し、人材定着・募集・採用など一連の事柄について、一体的な計画が策定され実施されことが期待される。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	毎年、年1回定期的な職員面談が実施され、業務内容や必要な働き方についての希望や状況などの確認がなされている。今後は、業績評価や能力評価など人事評価の仕組みや人事処遇に係る人事考課の文書（規程・基準）等が整備され、職員に周知されることが期待される。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b	具体的な計画や施策は掲げていないが、勤務時間や有給消化の管理や定期面談による意向の聞き取りなどを実施している。今後は、回数を増やす、方法を複数用意するなど、細やかに意見の聴取ができる体制が構築されることが期待される。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	保育の職員の育成については、正規職員について勤務年数などに応じてキャリアアップを目標に研修設定がされている。今後は、一人ひとりの育成目標管理等を設定した取組がなされることが期待される。
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	年度の研修計画が策定されている。時間などの都合から非正規職員が外部研修などを受講できない課題がある。今後は、e-Learningの活用など受講の工夫を検討し、非正規職員や栄養士・調理員なども含め同様な取組がなされることが期待される。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	必須知識や技術獲得のための育成や研修については、内部のOJTで先輩職員などから個別に実施されている。今後は、保育の質向上につながるキャリアアップにかかる研修や育成について、非正規職員も含めた全ての職員が、教育・研修などに参加できる機会が計画され実践されることが期待される。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	実習生の受け入れに関する方針やマニュアル、関係規程の整備、担当者の選定はできている。ここ近年はコロナ禍の影響もあり実績がない。今後は、方針に掲げた内容が実践できるよう、積極的なPRも含め実習生の受入が実施されることが期待される。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	全世帯に園便りやクラス便りを配布し、保育の内容や園の状況などについてお知らせしている。また玄関先に掲示や教室の入り口のホワイトボードに日替わりメッセージを記載している。今後は記載内容を工夫し、関係機関や広く一般にも情報公開ができるよう、ホームページの更新や新たなコンテンツの発信など検討され実施されることが期待される。

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	法人により事務、経理、取引等、職務文掌と権限・責任が規程され、定期的な監事内部監査を実施し、ホームページにて必要事項について公開している。今後は、外部の専門家や監査支援などの取組について検討されることが期待される。
----	---	---	---

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	地域との交流については、2週間に1回の割合で園開放を実施しており地域の就学前の子どもを受け入れている。またコロナ禍前は地域の祭りや子ども神輿に参加していた。今後も改めて、一時中止していた地域との交流が新たな方法や形式で参加できるよう工夫検討されることが期待される。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	ボランティア等の受け入れに関するマニュアルや体制などの整備はできている。今後は具体的に活用や機会などを検討して、事業計画に位置付けるなど積極的な取組が期待される。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	警察や消防、近隣小中学校、行政の窓口など必要な関係機関の連絡先などはリスト化され、職員全体が確認できるように整備されている。また不適切な保育などが把握された事例に対し、ケース個別に対応している。今後は、虐待や不適切な保育の発生予防や防止なども踏まえ、日頃からのネットワーク構築に積極的に参画されることが期待される。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	c	現在、地域の福祉ニーズ等を把握するための取組に対して、園として方針や考え方などがまだ確定していない。今後、園長を中心に職員で議論検討され、地域ニーズを把握するための体制や取組が事業計画などに位置付けられ、実践されることが望まれる。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c	今後上記項目の取組が実践された後に、具体的な活動や事業が園はもとより法人として計画的に実践されることが望まれる。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	年度当初に職員に向けて、理事長または園長のどちらかが「心得」等の資料をもとに、子どもを尊重した教育・保育についての理解につながるよう努め、職員個々の自己評価の中で人権対応の確認に取り組んでいる。その取組と同時に、提供する教育・保育の標準的な実施方法等の配慮や留意点、業務手順等の文書化の取組に、さらに子どもの尊重を反映、充実させることが期待される。

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b	プール活動等で、子どもの移動や着替え時の配慮として、スクリーン利用やスペース確保等、可能な限りプライバシーへ配慮した空間確保に努めている。子ども用洋式トイレのドア設置等、プライバシーに配慮した施設整備に努めている。プライバシーへの配慮が各職員により個人情報保護と並行的に実践されている。今後はその実践を生かし、プライバシー保護に関する取組として規程・マニュアル等の整備が期待される。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）			が適切に行われている。
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	利用希望者の見学時に、主幹保育教諭が個別に丁寧な説明を行っている。主幹保育教諭の不在時でもフリーの保育教諭が対応する仕組みがあり、組織的に随時丁寧な説明を行う仕組みを構築している。ホームページ等による情報発信にも取り組んでいるので、定期的な見直しとして、保護者の視点に立ち、よりわかりやすい情報内容に向けた積極的な情報発信の取組が期待される。
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b	入園時に重要事項説明書等を用いて保護者へ教育・保育の説明を丁寧に行うとともに同意を得ている。年度替わり時、特に3歳以上児は園利用料及び実費に関する料金変更等についてわかりやすい説明と同意を得る対応に努めている。現状の担当職員による保護者へのわかりやすい説明の配慮経験をもとに、特に配慮が必要な保護者対応も含め、組織内で各職員が同じ手順・内容で対応できるようにルール化されることが期待される。
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	転園等時は保護者との「個人情報提供同意書」に基づき各担当者の専門性を生かし、転園する子どもや保護者等の以後の教育・保育の継続性に配慮した対応に努めている。各担当者の配慮・工夫を組織的に生かすために利用者本位の視点から、説明及び文書の手渡し等、組織共通的な配慮や手順等を定める取組が期待される。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上上に努めている。			
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	各職員は、日々の園生活のなかで子どもの表情及び態度等から子どもの満足感の把握に努めている。保護者等の満足の上上の取組として定期的に匿名によるアンケートを実施する等、次年度の園運営に生かす仕組みがある。定期的な個人懇談、クラス懇談会等を行っている。それらの機会を生かし、相談・支援等の充実に取り組む一方で、保護者等との双方向性の観点から、さらなる利用者満足把握する仕組みの充実が期待される。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	「苦情解決窓口設置要綱」、「苦情対応マニュアル」等を策定し、解決責任者を園長、受付担当者を主幹保育教諭と定めた苦情解決体制を整えている。日々の電話対応や送迎時の保護者とのコミュニケーションを大事にしつつ苦情等があれば園長及び主幹保育教諭への報告に努めている。現在の苦情解決の仕組みが教育・保育の内容等に関する改善課題を探る一つの有効な手段として機能的に活用できるよう、保護者と双方向的な理解を得る視点からも周知方法を含めた仕組みの検討が期待される。

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b	保護者から相談等を受ける場合には子どもや他の職員のいない教室を利用する等、可能な限りプライバシーの配慮に努めている。相談内容により協議が必要な場合は同席する職員について保護者の了解を得る等、保護者を尊重した対応に努めている。今後はさらに、保護者が必要に応じて相談や意見を述べたい時の対応として、日常的に接する職員以外に複数の方法や相談相手が前もって用意され、相談内容によって保護者が選べる環境を意識した整備と保護者等へのわかりやすい周知に取り組むことが期待される。
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	日々の送迎時での保護者の会話傾聴や「連絡ノート」の活用等でコミュニケーションを高め、要望や意見等があれば園長と主幹保育教諭へ速やかに報告・対応に努めている。保護者からの意見や要望・提案に対する取組は、苦情解決対応と同様に、意見や要望、提案等を受けた時から公開の方法までのマニュアル等の整備に取り組み、組織的に機能する対応が期待される。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	「事故防止・安全対策マニュアル」「不審者対応マニュアル」等を策定し、事故防止委員会設置体制や必要に応じ法人の事故防止委員会を開催する仕組みを整えている。週1回の会議でヒヤリ・ハット事例の報告を受ける仕組みもある。その仕組みを生かし、次年度に反映する年間的な要因分析等の振り返りを望みたい。また、事例収集は職員個人の反省や責任を追及したりするためのものではないことへの留意も加味し、安全確保の実効性等について定期的な振り返りが期待される。
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	各種感染症が発生した場合は、状況に応じて掲示板、メール通信網等で保護者へ周知し予防に努めている。感染症対策の基本方針として職員を研修へ派遣し知識向上に努める仕組みがある。現状の新型コロナウイルス感染症の発生時及び予防の適切な対応を行っている。その経験を生かして「感染症対策マニュアル」の定期的な見直しを行い、より機能するよう整備に取り組むことが期待される。
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	「非常災害対策（防災）計画書」を策定し、責任と役割を明確にした体制の整備に努めている。備蓄リストを作成し、各クラス、給食調理室、職員室内に災害時持ち出しリュックを備え置いている。食品はアレルギー対応に配慮した備蓄を行い、食品を実食するローリングストック管理の取組を行っている。計画書に「避難行動要支援者受入要請」対応の項目も明記し行政、消防署、警察等関係機関との連携を位置づけていることも評価できる。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b	園として職員の違い等による教育・保育の水準や内容の差異を極力なくすことを目指し、子どもの最善の利益の考慮に努める「心得」や食育・健康管理等、教育・保育提供上の配慮として発達期ごとに共通する援助や配慮等の文書化に努めている。園で提供する教育・保育の標準的な実施方法の文書化が散在的なので、新規採用者の育成も兼ねる園の教育・保育の一定水準を保つために統合的な文書化の取組が期待される。

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	各職員の専門的技量をもとにした教育・保育の実践は、定期的に保育会議等で確認されて、次の教育・保育の実践へつないでいる。現状の職員の個々の振り返りや研鑽の取組を大事にし、園として提供される子どもが必要とする教育・保育の内容の変化や新しい知識・技術の導入を踏まえた園共通の実施方法について、年間計画的な検証や見直しを行い標準的な実施方法の充実を図ることが期待される。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b	主幹保育教諭を責任者として全体的な計画をもとに各指導計画が作成されている。クラス単位で、年齢に応じた指導計画に基づく実践を振り返る仕組みが構築されている。職員個人の経験を生かしたアセスメントから指導計画作成等を職員全体の経験知として集約し、子ども一人ひとりの状況に応じた各指導計画作成時のアセスメントや関係職員の話合いの手順、子どもと保護者の具体的なニーズ等を計画書へ明示し、保護者の意向把握と同意を含む手順等を組織として定めることが期待される。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	各クラスの年齢ごとに担当職員が指導計画を定期的に振り返り・見直しを行い主幹保育教諭等の承認を得ている。個々の職員の技量による指導計画の見直しの実施・承認の仕組みをもとに、園のPDCAとして見直し時期や保護者の意向把握と同意を得る手順等のために沿った見直しから次年度の教育・保育の質の向上に向けた課題等を明確にして標準的な実施方法へ反映させる取組が期待される。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	各種様式を用いて主幹保育教諭の確認のもとに担当職員の技量を生かした各種の記録が行われている。日々の園生活に必要な共有情報は、クラスごとの連絡ノートとメール通信網等を活用した情報の引継や各個人の隙間時間等も利用して積極的な情報共有に努めている。各職員の多様な経験と技量をもとにして、「子どもの理解」を軸に捉える視点を培うことを意識した記録や、園で大切にしたい教育・保育につながる計画から振り返りのための情報共有を深めるために、職員全体で何をどのように書くか等の検討から記録要領の作成が期待される。
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b	法人の「個人情報保護規定」、「個人情報保護のための行動指針」等により園の記録の管理体制を整えている。保護者等に個人情報保護や写真等の取扱いについて説明し同意書を得ている。個人情報保護のための行動指針内に1年に1回、パート職員も含む全職員を対象とした研修実施が明示されているので園内の研修計画に取り入れることが期待される。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b	全体的な計画は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り園の理念、方針に基づき目標が設定され年齢別指導計画、食育計画、安全計画などと連動している。子どもの発達過程を踏まえつつ保育の目標が園の生活全体を通して総合的に展開されるように編成している。パート職員も参加して各クラスで毎月の振り返りを協議したものを主幹保育教諭が取り纏め、年度末に全体会議で協議し次年度の計画に反映している。子育て相談などの地域のニーズへの対応や年間保健計画などを全体的な計画に組み込んで作成することが期待される。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	毎日の散歩では園横の雑木林を観ながら四季折々の風景や季節の移り変わりを感じ取ったり、園庭で栽培した作物の成長を楽しんでいる。園庭にはプールがあり、水遊びやごっこ遊びなど、朝・午前・夕方に戸外活動を積極的に行い異年齢交流をしながら、伸び伸びと自由な遊びをしている。園内の床や壁は木目を生かし温もりを感じ、クーラー・温度計・湿度計を設置し快適な状況に管理している。ロッカーや遊具などの棚は子どもが自己管理しやすく配置されている。また、マットを活用した寛ぎのスペースが随所に置かれている。年1回学校薬剤師による環境チェックを行い、3歳以上児は午睡に簡易ベッドを使用している。個室トイレドアに手を挟まない対策や食事、午睡のスペースも配慮され心地よい空間が確保されている。
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	子どもの育ちや家庭環境を聴き児童票を作り、保護者懇談を行い一人ひとりの状態の把握に努めている。子どもが自分で伝えようとしている気持ちを汲み取り、保育教諭が先取りして言わないようにしている。子どもが自由に欲求を表現しやすいように話をじっくり聞いたり、せかしたり否定的な言葉を使わずポジティブな言葉を使い、穏やかに話すことを意識して関わっている。
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	子どもの成長に合わせ、食事、排泄、着脱、清潔などの生活習慣が確立できるように机や椅子の選択、遊びと食事のスペースの区分、自分で出し入れができる遊具箱などの配置、就学時に自主的に給食がとれるように時計を見て行動出来る様にするなど、子どもの主体性を尊重しながら基本的な生活習慣が身につく積極的に活動できるように環境を整え関わっている。自分でやろうという意欲を持てるように働きかけ、出来た時の達成感を共有している。保護者とは連絡帳や送迎時の関わりを通して情報を交換し子どもの発達課題に向けて取り組んでいる。

<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>	<p>園庭や近所の神社でカエルやバッタを捕まえたり花を摘んで自然との触れ合いを楽しんでいる。表現活動の場として動物園が主催する絵画コンクールには、子どもが自主的に応募し毎年入選者が多数出ている。また、社会見学、親子遠足、バス遠足など社会体験の機会を設けている。制作活動では廃材を利用し子どもが自由に使えるよう材料や道具を用意している。タンパリンを保育室に置き自由に鳴らしたりCDデッキを用意して音楽に合わせて踊るなど自由な遊びを通して、協力できる場所を手伝ったり、友達と一緒に遊ぶルールを知ったり、ルールを守りながら友達という居心地の良さを感じたり、個別・集団活動を通し自分を表現しながら、子ども同士が学び、子どもが主体的に生活と遊びができるための工夫をしている。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>専属担当保育教諭を複数配置し、乳児との愛着関係が持てるようにしている。年間指導計画に基づき、一人ひとりの生活・健康状態を把握し毎月個別指導計画を作成して月齢を考慮した保育を実施している。子どもの自分でやろうとする気持ちをくみ取って見守り、やり方を伝え、自分で出来た達成感を味わえるように関わっている。SIDSの予防のためプレスチェックをしている。保護者との連携を重視し、連絡帳には園での生活と家庭での生活を時間軸で記入しているため、家族と保育教諭が相互に子どもの生活がわかるようになっていく。また、送迎時の情報交換を密に行い日々の保育に反映させている。発達に合わせたおもちゃを選んだり、誤嚥しない大きさのおもちゃを選んだり、おもちゃや床などの消毒を頻回に行い衛生的で安全な環境を整えている。乳児保育室の浴槽などの活用も検討し有効に活用することが期待される。</p>
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>年間指導計画に基づき、一人ひとりの発達や健康状態を把握し個別指導計画を作成し、基本的な生活習慣の形成と自分でやろうという気持ちを尊重し個性を配慮して関わっている。遊びたいときに好きな玩具を取り出し、自由に探索活動やタンパリンの音に合わせて身体を動かし楽しんだりできるように環境を整備している。異年齢小集団保育では年長児と散歩に出かけ自然と触れ合う機会を多く持ち感性を豊かに育み年長児との交流を楽しんでいる。保護者との連携はクラスの様子をお便りで発信したり、連絡帳や送迎時での関わりを通して情報を共有し、個々の状況に合わせた保育をしている。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>全体的な計画に基づいて、養護と教育が一体的に展開されるように環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。行事やグループ遊び、自由遊びなどを通して集団活動でのルールの大切さを学び、バランス力・体力の向上を図り、さらに、廃材を利用した共同創作活動や創造的な遊びを通して自己表現力・他者理解を深める力・物事をやり遂げる力・譲り合い他者を尊重する力などを育てている。保護者との連携は、連絡帳や参観日のほか、送迎は保育室までは入ってもらい直接話をする機会を持つなど連携を密にしている。また、地域の絵画展の作品に応募したり、地区の祭り、老人会との交流などに参加する機会を持っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>個別支援計画を作成し、保護者と目標を共有し、保護者がいつでも相談できるように関わり連携を密にし個々の発達に対応した保育を職員間で情報共有し取り組んでいる。子ども総合相談センター、療育センターと連携して情報提供をしてもらい園での支援に生かし障害のある子どものこだわりが軽くなってきている。病院受診結果を把握し保育に反映している。就学に関する相談など支援をしている。園外の障害に関する研修に参加し他職員に伝達している。</p>

<p>A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>延長保育は7時30分から8時30分となっており、保育教諭が各保育室で対応している。連絡帳・受入れノート等で情報を把握している。週1回の会議の中で担任がクラスの様子について伝え合っており、情報を共有している。保育教諭は保護者のお迎え時に園での子どもの様子を伝えている。おやつは提供していない。異年齢児とも交流できるように環境を整備している。保護者の都合による予定外の保育にも対応している。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>個別指導計画は作成していないが、就学に向けての目標を保護者と共有し見通しを持って行くようになっている。保護者とは参観日、面談などで気になることを聞き取り必要に応じて個別に対応したり、小学校への引継ぎ時に伝えている。幼保連携型認定こども園園児指導要録を作成し小学校へ送付している。小学校主催の一日入学に参加しているがコロナ禍で小学生と園児の交流はできていない。今後は、親子学校見学や小学校教諭に訪してもらい学校生活の不安などについて保護者に話してもらったり、小学生との交流を通し子どもが就学に向けて期待が高まったり、見通しがもてる機会を設ける取組が期待される。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>b</p>	<p>子どもの健康管理は、登園時の視診や体調変化、留意してほしいことなどを保護者から聞き、会議、連絡ノートなどにより職員間で情報共有し保育に反映している。健康管理マニュアルを整備し保健計画で月の重点目標、保健管理・保健学習・組織活動などを作成している。園独自の感染対策マニュアルを作成し、園内研修で救急救命、嘔吐処理をテーマに全職員が参加し毎月実施している。SIDS予防は呼吸チェックをしているが保護者に対する周知はしていない。コロナ対策を含めた感染症マニュアルの見直しやSIDS予防など子どもの健康に関する情報を積極的に提供する取組が期待される。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>b</p>	<p>園嘱託医による内科健診を全入園児に対して年2回、歯科健診は3歳以上児に対して年1回実施して記録し職員間で情報を共有している。結果に異常がある時は保護者に知らせている。受診できなかった園児には園医などの受診を積極的に勧めている。永久歯が生えだす出す頃のむし歯の罹患は4割程いるとのデータもあり歯磨きの習慣化などのむし歯の予防、早期発見、早期治療は将来の健康づくりに大きく影響するため対策の見直しが期待される。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>アレルギー対応マニュアルを整備している。入園時にアレルギーの有無を把握し、医師の診断書を提出してもらい職員間で情報共有している。食事の受け渡しでは保育士と栄養士が口頭でアレルギー食材の確認をしている。職員研修はキャリアアップ研修などに参加しアレルギーに関する学びをしている。今後はアレルギー対応の標準的マニュアルを整備し、確認は口頭ではなく記録としたり、エビペンの演習など緊急事態への対応なども含めたマニュアルの見直しが期待される。</p>

A-1-(4) 食事		
<p>A¹⁵ A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>食育計画を「健康・人間関係・文化・いのちの育ち・料理」の側面について年齢別の目標・活動内容が策定されている。給食だよりを発行し、献立、季節に応じた食事、季節ごとの病気・感染症の状況や防止対策などに関する記事などを載せており、玄関には給食を展示している。保育室には献立表を大きく掲示し使われている食材や料理への関心と理解を深める機会としている。園の畑で栽培した作物を観察することもある。また誕生会・行事は遊戯室で皆で楽しんで食べる工夫をしている。</p>
<p>A¹⁶ A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>食の提供は原則、市の献立表を基本としているが、行事等には職員会議で協議してメニューを変更したり。園児の要望を取り入れた人気メニューを提供している。食材の選択は地産地消を基本に北海道の食材を調達し、旬の地域の産物などで地域の食文化を組み込んだ献立にしている。子どもの体調、日中の活動量などを考慮し、一人ひとりの育ち、発達に合わせた食事ができるように、量の加減、個人の嗜好を考慮し無理強いせず偏食がなくなるように関わっている。栄養士が巡回し意見や要望を聞いて残食確認し、献立や調理に反映している。衛生管理は、衛生管理マニュアルに則り調理し、安全な給食提供に努めている。</p>

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
<p>A¹⁷ A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>保護者との日常的な情報交換は、連絡帳、送迎時に口頭で園での子どもの様子を伝えたり、保護者から家庭での様子を聞く、送迎時保育室に入ってもらいなどで情報交換を密にしている。保育に反映する情報は、連絡ノート、会議などで職員間で情報共有している。入園時、行事、参観日、懇談会、園だより、クラスだより、メールなどで、保育の意図や保育内容について保護者の理解を得るように主幹保育教諭や担当保育教諭が説明している。園だよりで、子どもの活動や成長、保育教諭の思いなどを伝えることで保護者とのコミュニケーションに繋がっている。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援			
<p>A¹⁸ A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>送迎時、懇談時の保護者との対話を大切にし、保護者が相談しやすい雰囲気作りを行っている。保護者から相談があった場合は相談コーナーはないが子どものいない部屋を利用して保護者と面談している。相談や支援の内容は連絡ノート、日誌、会議録などに記録し個別記録はない。担当保育教諭が対応困難な場合は主幹保育教諭が支援し必要時には専門機関に繋ぐなどの支援体制がある。今後は、プライバシーが守れる相談スペースの確保、経時的な記録方法などの見直しが期待される。</p>	

<p>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>登園時の視診、健康観察、着替え時の身体チェック、保護者との会話など日頃から子どもの心身状態や親子の関係についてきめ細かく観察し早期発見に努めている。虐待対応マニュアル、虐待指針を整備し職員に周知している。園外、園内の虐待対応に関する研修に参加し他職員に伝達している。虐待が疑われる場合は虐待予防チェックリストに記入し、園長・主幹保育教諭に報告し対応を協議し園内で情報を共有している。児童相談所や子ども総合相談センター、市役所の子ども育成課などの関係機関と連携し対応や経過を記録している。保育教諭の自己評価項目内の人権擁護のためのチェックリストで、子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わりになっていないか注意喚起を促している。</p>
---	----------	---

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>		
<p>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	<p>b</p>	<p>保育実践の振り返りは、日々の業務報告とクラスごとで毎月評価・反省を行い記録し園長・主幹保育教諭に報告し助言・指導を受けている。また必要に応じて週1回の保育会議で協議され保育や次年度計画に反映している。保育教諭個人の自己評価は法人指定の自己評価表で年1回の自己評価をしている。自己評価から園全体の課題は洗い出されるがその改善策が明文化されていない。また、個人の課題についても取組目標などの設定がなされていないため、今後は園として対策、及び個々の保育教諭の質向上に向けての取組が期待される。</p>